

## 発議第1号

三島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

三島市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年三島市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第9項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第9項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）並びに第17条第1項各号列記以外の部分、第18条第1項及び第2項、第31条第2項、第32条第3項、第38条第1項ただし書及び第2項並びに第39条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和7年3月18日提出

発議者 三島市議会全議員